カスハラの 犯罪心理学

桐生正幸 Kiriu Masayuki

はじめに

カスハラの犯罪心理学

「お客様は神様です」

とる。常軌を逸する攻撃的な言動で従業員を苦しめる。そういった「カスタマーハラスメント (カスハラ)」に苦しめられている従業員は、日本国内に数知れない。 誰もが知るこの言葉で加害を正当化する〝お客様〞がいる。従業員に対して高圧的な態度を

こうした事態を受けて、厚生労働省は二○二二年二月に「カスタマーハラスメント対策企業

マニュアル(以下、対策企業マニュアル)」を発表した。セクシャルハラスメントやパワーハ

ラスメントなどと同じように、カスハラを防止することは雇用主の義務だというお達しが国か

る人も多いだろう。 この本を手に取った方のなかには「お客様は神様」という言葉に理不尽さを覚えたことのあ

ら出されたのだ。

はじめに

「自分もお客さんから罵られたことがある」

悪質な客ばかりで体調を崩して仕事を辞めた」

「上司に『クレーム対応も仕事のうち』と言われ、 泣き寝入りした経験がある」

った経験 店先で客に怒鳴られる店員を見て心を痛めた、あるいは店員にひどい態度をとる客を見て憤 のある人はもっと多いだろう。こうした悪質な消費者たちは、 見過ごしてはならない

私は犯罪心理学の観点からカスハラを研究し、その解決を目指してい る。 力

え

ハラ加害者だ。

規定されていなくても、 行為を分ける基準は、「法律で犯罪と規定されているか否か」のみだ。法律上ではまだ犯罪と 「カスハラが犯罪だなんておおげさな」と思われるかもしれない。 実質的に犯罪に等しい行為は世の中にあふれている。私はカスハラも しか į 犯罪とそれ 以外の

その一つだと考えている。

定人として裁 罪者プロファイリングなどの心理分析の業務に携わってきた。 私は大学で教鞭を執る以前は、 現場 に立ち会い、目撃者や被害者の話を聞いてきた。 判所に出廷もしてきた。大学教員になってからも、 山形県警の 科学捜査研究所 容疑者の (科捜研) 各地の警察署から要請が 捜査協力や防犯アドバイザー 面接・検査をおこな で主任研究官とし あ て犯 れば、

などを務めている。

く知られるようになった。犯罪心理学では、数理統計学や生理心理学、AIによる行動分析な 本書では、カスハラを被害者に対する加害行為と捉え、犯罪心理学の理論をもとに、 画 さまざまな領域 |像解析などを用いて犯罪者をあぶりだすサスペンスドラマで、科捜研の存在は日本でも広 'の知見を駆使し、犯罪が起こるメカニズムなどを明らかにしていく。 対策企

業マニュアルだけではカバーできない観点から、カスハラの実態に迫っていく。

カスタマーハラスメントの定義とは?

激に上がっている。 最近ではテレビやネットでも注目されるようになり、「カスハラ」という単語の認知 対策企業マニュアルには、次のような定義が載っている。 しかし、その定義についてはどうだろうか。まずは、 言葉の意味を確認 度は急

段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの 顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らし 当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、

三回も出てくる「当該」については、 それぞれ説明が加えられている。

①顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合

提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合 の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合/要求の内容が、 企業の

②要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動

要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高

いもの

的な行動 圧的な言動/土下座の要求 身体的な攻撃(暴行 (不退去・居座り・監禁) ・傷害) /継続的な(繰り返される)、 /精神的な攻撃(脅迫、 / 差別的な言動 /性的な言動/従業員個人への攻撃、 中傷、 執拗な(しつこい) 名誉毀損、 侮辱、 言動 暴言) /拘束 / 威

商品交換の要求 要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるもの /金銭補償の要求 /謝罪の要求 (土下座を除く)

この定義をもう少し 以 上を読んでも、 具体的に表現したいと思う。 漠然としていてわかりづらいと感じた方も多いはずだ。そこで、 本書では

悪質なクレーム」 を「商品やサービス、性能、 補償などに関し、 消費者が不満足を表明した

または悪意が感じられる過度な金品や謝罪を求める行為」とし、 もののうち、その消費者が必要以上に攻撃的であったり、 感情的な言動をとったりした その行為者を 「悪質クレーマ もの、

が受ける心理的負担や心身の被害に焦点を当てたものを「カスタマーハラスメント(カスハ ラ)」と定義する。言い換えれば、常識外れの悪質クレーマーから過度なストレスが与えられ ー」とする。そして、悪質クレーマーから従業員 (接客応対者やコールセンター担当者など)

本書の構

成

る状態がカスハラだと言えよう。

をおこなう加害者の心理構造に迫る。第三章ではカスハラが起こる社会構造、第四章ではカ 深刻化したカスハラの実例を挙げ、犯罪としてのカスハラを読み解く。第二章では、カ この問 序章では、 題 の深刻さを伝えたい。続く第一章では、実際に起きた刑事事件や、 犯罪心理学者である私が、 なぜカスハラを研究するようになったの コ 口 ゕ ナ禍に を説明し、 ス よって ラ

望を描き、 ハラ対策の最前線を紹介する。以上をふまえて、いよいよ第五章でカスハラ防止法案とその展 アル ーカ 終章はまとめに代えて、私からの提言を記す。 ス ハラ 。 プ 、ロファイリング・メソッド (CPM)] を巻末に付録として添えた。 なお、 現場に立つ従業員のためのマ

ぜひ活用していただきたい。

はじめに

序

章

衝撃の実態 カスハラの犯罪心理学/カスタマーハラスメントの定義とは?/本書の構成

はじめに

カスハラとの出合い 「悪質なクレーム」の講演依頼/ストーカーとカスハラの類似/名刺交換の行列

これまでのカスハラ対策

初期の「クレーム本」/接客と法律/犯罪心理学の研究対象としてのカスハラ

犯罪者は、普通の人である 犯罪心理学の基本/犯罪者とは何者か/合理的選択理論/ルーティン・アクティビティ理論)

「普通の人」がカスハラ加害者になる

カスハラ大国ニッポン 「熱中症になったらどうするんだ?」/クレームとカスハラの違い/ナッツリターン事件/国

際社会でもカスハラは問題に/世界に後れをとる日本

15

3

キレる『お客様』たち

土下座を強要する〃お客様〃たち

座させても納得できない゛お客様゛/゛お客様゛のその後 土下座強要の逮捕劇/カスハラの刑事事件/続く土下座事件/終わらない土下座事件/土下

多様化するカスハラ

プ:個人をターゲットにしたカスハラ/⑤執着の強いタイプ:精神状態からくるカスハラ くなるカスハラ/②歪んだ正義感タイプ:アドバイスと称したカスハラ/③ストレス発散タイ カスハラ加害者の五つのタイプ/①思い込み・勘違いタイプ:責任転嫁から引っ込みがつかな

コロナ禍で急増したカスハラ

中心は対人関係 ョンのトラブル/増加する高齢者の暴行犯罪/なぜ高齢者の犯罪が増えたのか/カスハラの コロナ対策に非協力的な〝お客様〟/①マスク警察/②コロナへの恐怖心/③コミュニケーシ

コラム① 凶悪犯罪とカスハラ

第二章 カスハラの心理構造

これまでのカスハラの心理分析

プライドが高い人ほどカスハラをおこなう?/クレーマーはコミュ力が高い?/日本でカス ハラ研究が進んでこなかった背景

カスハラ分類の試み

大学生のカスハラ経験/大学生のカスハラ、三つの傾向/要求の傾向

UAゼンセンのデータ分析

カスハラの男女差/カスハラの傾向/業種や性別でカスハラには違いがある

カスハラ加害者の心理

四タイプの攻撃性/攻撃する人の特徴/カスハラしやすい人の特徴/約半数がカスハラ加害 の経験あり/加害者の態度と傾向/自尊感情が高い人ほど、カスハラ加害の経験あり

カスハラ被害者の心理

コラム② 日本初のカスハラ・シンポジウム 腫れ物の,お客様,/「同調バイアス」と「原因帰属」/カスハラは犯罪である

お客様は神様か?

第三章

″お客様″の正体

「お客様は神様です」/「お客様は王様です」/欧米との企業文化の差

消費者とは何者か?

|消費者||の定義/法律が描く消費者像/国の消費者像に足りないもの

消費者行動から考える

五つの考え方/①期待不一致モデル/②二重過程理論/③プロスペクト理論/④アンカリン

グ効果/⑤極端の回避

カスハラは百害あって一利なし

コラム③ ネット社会で変わった、人の心と距離消費者行動にカスハラが与える影響/今後のカスハラ対策のポイント

カスハラ対策の最前線

第四章

企業も消費者も成長する取り組み

接客応対者のメンタルダメージ/企業によるメンタルヘルスケア/ポジティブ・メンタルヘル

ス・アプローチ

カスハラ被害の黙認は「ホワイトカラー犯罪」 黙認もまた罪である/ホワイトカラー犯罪/組織人による犯罪/犯罪への無自覚さ/ホワイ

従業員を守り、消費者を育てる

トカラー犯罪の対策方法

エッセンシャルワーカーを支える/被害意識を落ち着かせる/「責任取ってくれるよね?」へ の戦法/物理的な距離をとるべし/あなただったらどうする?/消費者を支援するアプロー

チ/次世代のための消費者教育/クレーマー自身も「嫌な思い」を引きずる

カスハラの経営リスク

宮中モデル/カスハラで休職・退職者が出た場合の経済損失/カスハラが原因で病気休職・退

職した人数/病気休職・退職によって発生する一人あたりの経済損失/カスハラは想像以上の

損失を生む

対症療法

「通話を録音させていただきます」/データベースからわかること

コラム④ AIを用いたカスハラ対策

厚生労働省のマニュアル 第五章 カスハラ防止法案という希望

従業員を守ることは事業主の義務/どこからがカスハラなのか/カスハラの線引きを決める

ストーカーとカスハラ

データ分析から見えてきたこと/ストーカー規制法に見る明文化の重要性/ストーカー規制 法の拡大改正

コラム⑤ 楽しい買い物が楽しい社会をつくる

章 カスハラのない国へ

終

「よいサービスに正当な対価を払う」文化へ

「失われた三〇年」後のいま/日本人は幸せか/孤島の国ニッポン/日本の未来へ

デジタル時代の顧客対応

195

181

罪者プロファイリングの応用

おわりに

付録

付録 カスハラ・プロファイリング・メソッド(CPM)

データサイエンスとは/データは分析・実用されて、初めて「価値」が出る/CRMの活用) 犯

序章 衝撃の実態

カスハラとの出合い

「悪質なクレーム」の講演依頼

だった。それまでの私は、消費者心理の調査や研究の経験はなく「なぜ、 私に頼んだのだろう……?」と半ば不思議に思った。そこで、 専門家会議(ACAP)で働く大学時代の同窓生。依頼内容は、 しぶりに彼に会い、日本のカスハラの実態を知ったのだった。 二〇一三年の夏、私のもとに一つの講演依頼が届いた。送り主は、公益社団法人消費者関連 講演に関する話を聞くため、 悪質なクレームに関するも 犯罪心理学者である

「謝罪しろと店長を家まで呼びつけ、何時間も軟禁した」

来るなと言えない」 - 来るたびに女性従業員にばかり言いがかりをつけ、身体に触る客がいるが、常連客なので

から預かった資料や自分で探した関連記事を見て、 学者として、 が語 理不尽な要求なのに自分が正しいと言い張り、 クレーム行為の多様さはもちろん、 高る事例 不安と好奇心半々の気持ちでこの講演を引き受けることにした。だがその後、 の数々は、 この問題がいかに深刻であるかを十分に示していた。 常習的なクレームや反社会的なクレームの悪質さが想 不安も好奇心も吹き飛ぶほど驚くこととな 応じないと店内で喚き散らして暴れ 私は犯罪心理 3 彼

翻 像以上だったのだ。 って、 そのクレ 1 ムに対応する接客応対者の過度なス ごくごく 「普通」 であるはずの買い物客による攻撃性、 トレ ス。 力 ス ハラは私の想像をはるか 自己顕 示 強さ。

ストーカーとカスハラの類似

に超えて重大な問題だったのだ。

犯罪心理学の研究の一つを思い出していた。二〇〇〇年施行の「ストーカー行為等の規制等に 関する法律 私は、 悪質なクレームに関する資料や関連記事を読みながら、 以下、 スト j カー 規制法)」以前のこと。研究仲間 と共に かつて自分がおこなっていた ス 1 力 1 的 犯 罪 0) 事

者心理があると感じたからだ。

例を収集

分析していたころのことである。なぜなら、

カスハラにはス

<u>ነ</u>

力

1 と似

た加害

ーカー加害者が年配者である場合、 ストーカー行為とカスハラ行為では、 孤独感などから話し相手を欲する傾向が強く、問題行動 加害者側の心理に類似点が見られる。 たとえば、 スト 衝撃の実態

者は自分の間違いを認めづらく、 繰り返す要因になりうる。 の正当性を激しく主張 同様に、 感情のコントロール 攻撃的な感情を剝き出 カスハラ加害者にも常習性がある。また、 が難 しに しい傾向がある。その する。 そうした一 ストーカ ため、 面 が 力 ス 自 1 分のの 加 */*\ ラ

行為でも見られる。

また、

執拗に相手につきまとったり、

拘束したりするということは、

序章

細か

害者の特徴の多くが、悪質クレーマーの資料にも見られた。 いことに粘着できるだけの時間やお金の余裕も必要だ。このように、ストーカー行為をとる加

が制定されたという経緯があるのだ。 カー行為も、 かなく、世の中が見てみぬふりをして加害者を増長させていった経緯が酷似している。 そしてなによりも、 つきまとい行為を受けていた被害者が殺害されるという事件をきっかけに、 規制等に関する法律ができるまではグレーな部分が多く、 法律が制定されるまで時間がかかったために被害者が泣き寝入りするし 法的な抑止力が ようやく法律 ストー 弱か

力 スハラは、 間違いなく新たな犯罪心理学の研究テーマだった。

名刺交換の行列

学に関する講 担当者の真剣な質疑 験は続いた。 こうして私は、カスハラの深刻さを知り、ACAPで講演をおこなった。しかし、 講演終了後、私との名刺交換に行列ができていたのである。これまでの犯罪心理 演会ではありえなかったことだ。三〇分間におよぶ名刺交換のなかで、 から、 この問題の重さをひしひしと感じた。 各企業の 驚きの体

けた。どの講演会でも、同じように担当者の切実な質疑を受けた。既存の対策では解決に至ら この講演のあとにも、 いくつかの企業の研究会から悪質なクレームに関する講演 の依 に頼を受

ない深刻な問題に、ずっと直面してきていたのだ。

また並行してベテランの消費者窓口担当者の有志との研究会も立ち上げた。 本格的な研究へと乗り出すことにした。大学や日本学術振興会へ研究費を申請して認められ、 ームに関する加害・被害のデータを集めて分析していくことになったのだ。 そして悪質なクレ

担当者たちの意気込みを前に、私もこの問題に関わるならば片手間仕事では失礼だと考え、

これまでのカスハラ対策

初期の「クレーム本」

んでいる問題ならば、研究はもちろん、実用書をはじめ一般書も多く書かれているに違いない まず、私は悪質なクレームに関する先行研究を調べてみることにした。これほどの被害を生

多くは見つからなかった。 と思ったからだ。ところが、関連する論文や書籍を探しても、私が必要とするものはそれほど った名称で書籍が出版されていた。「クレーマー」という呼称そのものは、一九九 当時はまだ「カスハラ」といった表現はほぼない状態で、「クレーマー」や「クレーム」 九年 ٤

「東芝クレーマー事件」を契機に日本社会では広く知れ渡っている。

序章

衝撃の実態

この事件は、

購入者の製

品の点検・修理を求める依頼に対して、東芝側が杜撰に対応し、はてには担当者が暴言を吐い たというものだ。その対応の録音がネット上で拡散され、大きな注目を集めた。 った。もちろん、企業に妥当な改善を要求するクレームもあったのだろうが、なかにはカスハ ったことで企業への不信感を招いたこの事例を皮切りに、企業に対するクレームは多発してい 顧客対応を誤

理的側面 こうした本では、悪質クレーマーの態度や悪質なクレームが起きる要因につい こうした社会背景のもとで刊行された書籍の内容の多くは、 からは分析されていない。 ームにどう対応すべきかといった実務的な内容が主だったのだ。 その多くは、接客の専門家の目線でクレー クレーム対策マニュ ż マーと対峙する 社会的 アルだった。

ラにつながる悪質なものも数多くあった。

接客と法律

やー が玄人クレーマーと渡り合う属人的な苦情対応を説き、あるいは、 マな客と付き合ううえでの営業スキルやマインドが書かれている。事例のおもしろさが際立つ その心構えやノウハウが中心となっている。『となりのクレーマー』 (二〇〇七、中公新書ラクレ) お 。あんな「お客」も神様なんすか?』(二〇一三、光文社新書)は、 客様相談室などに長く勤務する著者による本では、クレーマーにいかに上手く対応するか、 有能な営業担当者が 有能なお客様相談室担当者 ワガマ

ものの、 同じ立場で働く人がこれを読んで「自分も真似できる」と思うのは極めて難しいと感

などの役割や仕事などを図解で示すとともに、一般的なクレームにおける対応マニュアルとし 本能率協会マネジメントセンター)だ。苦情を顧客満足につなげることを主眼とし、 が、ACAPが編集した『改訂2版 お客様相談室(図解でわかる部門の仕事)』(二〇一一、日 ても的確な内容となっている。 こうした一個人の能力に頼ることなく、多角的な観点から苦情対応について記されているの お客様相談室

ども挙げられ、二〇一〇年代半ばからこうした傾向の本の出版が続くようになった。 クレーマー対策に関する書籍もある。しかし、内容は主に法律上の手続きに特化している。訴 。カルビーお客様相談室:クレーム客をファンに変える仕組み』(二〇一七、日本実業出版社) ベテランの個々の経験だけではなく組織として対応することを示した本としては、 こうしたクレーム対応を書いた書籍とは異なるものとして、法律の専門家によって書かれた その他に な

訟などに発展するような、明らかにアウトなケースが念頭に置かれており、多くの人を苦しめ

ているグレーゾーンのカスハラについては有効な手立てが乏しいのだ。

犯罪心理学の研究対象としてのカスハラ

ていくうちに、 の必死さに納得した。接客対応のプロによる講習も、 こうしてすでに出ている本を読んでいくうちに、 カスハラの根本的な解決には至らなかったはずである。 私はますます「この問題は、 間違いなく犯罪心理学の研究対象だ」と確信を深 私は名刺交換の行列で出会った担当者たち 悪質クレーマーを裁きにかける弁護士 カスハラ問題の実態を検討 あ

受ける従業員の心身は消耗されていくばかりだ。 外の問題 法の専門家 行動 については、 が扱う悪質なクレームは、 基本的に個々 の従業員のスキルに依存している。 既存の法律によって対応が 可能だ。 これでは、 しか Ļ そ 被害を の範囲

めた。

必要がある。 成立したことで処罰できるようになった。同じように、カスハラ問題も新たな法整備を目指す つきまといや待ち伏せ、暴言といった法律で対処できなかったストーカー行為も、 それまでの間、 被害者を守れるかどうかは、各企業の対応に左右され 規制法が

学的な結果に 力 ス ラ被害者たちを守るためには、 基づく 対策を実施して、 カスハラが犯罪であることを示す必要がある。 根治療法が必要だ。 そのためにはデータを分析 その役割 した科

を犯罪心理学が担っているのだ。

カスハラの犯罪心理学 桐生 正幸

発 行:集英社インターナショナル(発売:集英社)

定 価: 979円 (10%税込) 発売日: 2023年6月7日 ISBN: 978-4-7976-8123-9

ネット書店でのご予約・ご注文は こちらからどうぞ!